

ゴールデンウィーク期間中の適法漁獲等証明書の受付については、暦通りとすることとしていますが、休日、祝日が連続することから、当該期間中に特定第一種水産動植物（アワビ・ナマコ（加工品を含む））を輸出する場合の適法漁獲等証明書交付申請期限を、以下のとおりご連絡します。

なお、令和6年4月27日（土）から29日（月）まで及び5月3日（金）から5月6日（月）までは、輸出日当日の数量の修正はできませんのでご了承ください。ゴールデンウィーク期間中の輸出に係る交付申請は、多数の申請が予想されるため、余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。

特に、加工品の輸出に係る交付申請については、審査に時間を要するだけでなく、申請書類に疑義や不備がある場合、関係事業者への確認や書類の修正・追加に数日かかることがありますので、輸出日または通関日から7開庁日程度の余裕をもって申請してください。

輸出日または通関日	交付申請期限
令和6年	
4月27日（土）	4月25日（木）16時まで
4月28日（日）	4月25日（木）16時まで
4月29日（月）	4月25日（木）16時まで
4月30日（火）開庁日	4月25日（木）16時まで
5月1日（水）開庁日	4月26日（金）16時まで
5月2日（木）開庁日	4月30日（火）16時まで
5月3日（金）	5月1日（水）16時まで※
5月4日（土）	5月1日（水）16時まで※
5月5日（日）	5月1日（水）16時まで※
5月6日（月）	5月1日（水）16時まで※
5月7日（火）開庁日	5月1日（水）16時まで※
5月8日（水）開庁日	5月2日（木）16時まで

※ 令和6年5月2日（木）までに証明書発給予定